

## 人文社会科学研究科（修士課程）国際地域研究専攻学位論文審査基準

平成29年12月13日  
専攻教育会議決定  
令和元年5月15日  
専攻運営委員会改正

### （審査体制）

- （1） 学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員のうち、少なくとも主査1名（研究指導）と副査2名（研究指導または授業担当）の合計3人は、人文社会科学研究科内の各専攻教育会議の構成員から指名するものとする。
- （2） 人文社会科学研究科各専攻教育会議構成員の審査委員のうち少なくとも1人は、博士の学位を有する者とする。
- （3） 人文社会科学研究科各専攻教育会議構成員の審査委員のうち少なくとも1人は、審査委員会解散後、引き続き1年以上にわたって人文社会科学研究科各専攻教育会議構成員であり研究指導認定を受けた教員とする。
- （4） 本学教員で大学院授業担当教員でない場合にも、当該学位論文審査に不可欠であると認定される場合には、その者を審査委員会の副査に加えることができる。

### （評価項目）

1. 国内外の先行研究や関連資料を包括的に把握していること
2. 研究方法を明確に提示していること
3. 論文の構成と体裁が適切であること
4. 論旨が明快であること
5. 専門分野における学術的貢献が認められること

### （評価基準）

上記項目すべてについて、修士論文としての水準に達していると認められるものを合格とする。